社説

監獄費國庫支辨と自家用酒の廢止

左の一文は東北地方に在る社友の寄稿に係るものなり掲げて社説に代ふ

年來の統計に徴するに年々罪囚の多きを加ふると共に監獄費も増加の一方にして底止する所を知らざるが如し現に或る府縣に於ては地方税總額の二割以上、三割にも上りたる例さへなきに非ず蓋し我國の罪囚に再犯以上のもの多きは海外諸國に其比を見ざる所にして割合は平均十分の五を占むると云ふ其原因は自から多々ならんと雖も要するに監獄の制、宜しきを得ざるの一事は最も著しき缺典にして獄制の改良は一般の輿論たるにも拘はらず未だ實效を見る能はざるは費用供給の途なきが爲めに外ならず抑も明治十四年に從來國庫にて負擔したる監獄費を地方税に移したるは西南戰爭の後、財政上一時の便宜に出でたるは無論、其後衆議院に於て國庫支辨の政府案を否決したるも當時地價修正の餘炎未だ熾にして只管其實行を期したるが爲めにして監獄費を以て國庫の支辨に屬す可らざるものと認めたるに非ざるは明白なり左れば今更ら其當否利害を説くの必要なきが如くなれども聊か其理由を述べんに本來罪人を罰するは國法に據り刑罰を執行するものにして單に一地方の爲めにするものに非ざるなり故に其處罰の爲めに要する費用即ち監獄費は國家全般の負擔に歸す可きものにして若しも之を地方税に課するときは地方の人民に負擔の輕重を生じて不公平の結果なきを得ず歐洲諸國の例を見るに監獄費は何れの國に於ても漸次に國庫の支辨に移すの常にして佛國にては千八百五十五年及び千八百七十五年の法律に據て地方の監獄費を國庫の負擔と爲し英國は千八百六十五年及び千八百七十七年の法律にて同じく國庫の支辨に移してより大に改良の效を見たりと云ふ思ふに獄舍の構造、監房配置の適否は懲罰感化に影響あるは勿論、衛生上にも重大の關係を有するものなるに從來府縣會の有樣を察するに監獄費は早晩國庫の支辨に歸す可きものなるを信ずるが故に現に改良の必要を認めながらも其改築修繕の經費を否決し若しくは非常に之を削減して改良は拋擲き實際の差支さへ少なからず又獄内の作業は刑罰の一條件として囚徒に課するものにして監獄の經濟、再犯の防遏、囚徒の衛生等に缺く可らざる必要事なるに地方議會は是れ又節儉の考より常に作業基金の支出を拒んで殆んど目的を達するを得ず故に獄吏は作業の適否を問ふの暇なく如何なる仕事にても無理に之を課して只囚徒の無事安逸を防ぐに勉むるのみなりと云ふ其他衛生は言ふ可きを少からざれ共利害得失は既に明白の今日、區々の辯は止めにして費用支出の財源に就て聊か鄙見を陳せんに時事新報の社説にても論ぜられたる如く[illegible]法を改正して彼の自家用酒の醸造を廢禁し其[illegible]を以て酒造税に增す其増額の所得中より監獄費を支辨するのみ至當の策なる可し[illegible]の如くなるときは[illegible]を減ずると同時に獄制改良の效を奏し併せて[illegible]の財源を固くして海軍擴張の必要に應ずるを得べければなり或は自家用酒を禁ずるは細民の嗜好として日々の勞苦を慰むる唯一の飲料を奪ふものにして忍ぶ可らざる所なりとの説もあらんなれども現に地方の實況に徴するに自家用酒を造るの徒は何れも之を造るの資力ある中等以上の人民にして以下の細民に至ては自から造るの餘裕なく却て他の醸造酒を購買して間接に幾分か酒造税を負擔するの事實ある倘ほ其上に元來自家用酒は自から飲酒の嗜好を家内の幼年婦女子までに傳へて隋弱懶惰の習慣を養成するの弊なきに非ず之を禁じて毫も差支はあるべからず況んや禁止の爲めに最も影響を感ずるは其醸造の盛に行はるゝ東北地方即ち奥羽の六縣と西南の一隅なる鹿兒島地方なれども近年來地方税の負擔の重きは地方人民の苦痛を訴ふる所なれば其醸造の禁止と共に監獄費を國庫の支辨に移して目下の負擔を減ずるに於ては其地方民とても之に反對せざるは無論、他の府縣に至りては其負擔の輕減だけを全く利するものにして大に歡迎するは疑ある可らず左れば本年度の議會には酒造税法改正案と共に監獄費國庫支辨案を政府もしくは議員より提出して大多數を以て通過せしめんこと希望に堪へざるなり

○勅令

昨日の官報を以て此勅令を發布せらる

朕定役ニ服スヘキ囚人ノ服役ヲ特免スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年一月十四日 (大臣副署)

勅令第五號

皇太后陛下崩御ニ付定役ニ服スヘキ囚人ハ本令發布ノ日ヨリ五日間幷ニ御發棺及御埋棺ノ當日特ニ其ノ服役ヲ免ス

但シ本項ノ期間ハ臺灣ニ在テハ本令到達ノ日ヨリ起算ス

○宮内省達

昨日宮内省は左の達を發したり

宮中ニ大喪使ヲ置キ

皇太后陛下ノ大喪ニ關スル事務ヲ管掌セシム

大喪使ニ左ノ職員ヲ設ク

長官 一人 親任 (皇族)

次官 一人 勅任

事務官 若干人 勅任又ハ奏任ヲ以テ之ニ充ツ

屬 若干人 判任ヲ以テ之ニ充ツ

明治三十年一月十四日 宮内大臣 伯爵土方久元

奉勅

○告示

昨日左の告示を發したり

海軍省告示第一號

本年宮内省告示第五號ニ依ル場合ノ外臣民喪期間海軍軍人ハ左腕ニ黒色ノ布片ヲ纏ヒ樂器ノ紐及皷ハ黒色ノ布片ヲ以テ覆フヘシ其方法ハ海軍禮式細則ニ依ル

明治三十年一月十四日 海軍大臣 侯爵西郷從道

海軍省告示第一號參照

宮内省告示第五號(明治三十年一月十二日)抄錄

皇太后陛下 崩御ニ付宮中喪一週年間皇族及文武官員有爵有位帶勲者左ノ通喪服着用可致旨 御沙汰候 但宮中喪ニ服セサル者ハ服喪期間參内スルトキ又ハ行在所ニ祗候スルトキ又ハ皇族ノ殯殿ニ參向スルトキハ上文規定ノ喪章ヲ付スヘシ(以下略ス)

○死刑執行停止の御沙汰

去る十二日内閣總理大臣より司法大臣、陸軍大臣、海軍大臣、拓殖務大臣へ左の御沙汰書を傳達せりと云ふ

皇太后陛下崩御に付本日より十五日間及び御發棺御埋棺當日死刑執行を停止すべし

○陸軍懲罰の免除

皇太后陛下崩御に付陸軍にては去る十一日執行中の懲罰は悉皆、免ずることゝなり陸軍大臣より其旨を各所管長官、軍團長、師團長、旅團長、衛戍司令官、參謀本部各局長、陸軍諸學校長、病院長等に通したり陸軍懲罰令を案ずるに懲罰の種類は

(一)將校及び同等官に科すべき懲罰

一 重謹愼

二 輕謹愼

註 謹愼は一日以上三十日以下、勤務を停め他出及び外人と接見通信することを禁ず

重謹愼は俸給の半額を減じ輕謹愼は其四分の一を減ず

(二)下士及び諸卒に科すべき懲罰

一 重營倉

二 輕營倉

註 重營倉は一日以上三十日以下、減食の外、勤務を停めて營倉に錮し寢具を貸與することなく唯飯及び水のみを給す

輕營倉は一日以上三十日以下、演習の外、勤務を停め營倉に錮す

是は軍人の故意、疎虞、解怠、過失の輕犯にして刑法に觸らざるもの及び素行修まらず軍人の體面を汚すものを懲戒するの罰典たり陸軍各部隊の被懲戒者は大喪に丁りて免除の恩典を蒙り何れも感泣して悛改の實を顯すことならんと思はる

○御嗜好の物品を供す

皇太后陛下の御尊骸へ此程迄は常の如く日々三度宛大膳職員より御膳部を供し奉り居たるも一昨日よりは之を除かれ御神饌として種々の御物を供御し奉る事と相成り即ち陛下御生前殊に御嗜好在らせ給ひたる魚類及び御菓子等を御調進申す由に承はる

○大喪中黒印使用

宮内省に於ては諸官衙を始め諸家より到來の書狀領收書に一々省名の朱印を捺すの例なるが大喪中は特に黒印を用ふる事に爲したりと

○東宮の御歸京に就て

皇太后陛下崩御に付皇太子殿下には今明兩日中沼津御用邸より一先づ御歸京遊ばさるゝとの由は兼て記し參らせしが尚ほ承る所によれば御都合に依り其御期日は未定なりとの御事なり

○御通夜の者へ賜物

青山御所奉仕の高等官女官を始め其他の諸氏は陛下の崩御あらせ給ひたる以來御尊骸の御前に於て御通夜を申上げ奉り是等の諸氏へは夫々御料理を下賜せられ居れども尚ほ各皇族を始め御近親なる九條、二條、鷹司等の諸家及び兩本願寺法主よりも慰勞の爲め每夜種々の物品を贈與し居るとのことなり

○皇宮警察署の取締

宮内省皇宮警察署に於ては皇太后陛下崩御の後參内者を始め諸官吏の往復最も頻繁なるより此際不都合なき樣にと宮城、東御車寄界隈、大臣昇降口其他要所々々に警手を配置し一層取締に注意を加へ居るといふ

○憲兵の注意

赤坂表町なる憲兵屯所にては皇太后陛下の御尊骸の京都へ向け御發柩と相成るまで特に屯所詰の憲兵を増員して青山御所近傍を嚴重に取締り居るよし

○金婚始辭職

に任命の當時よ
せられざりしに
[illegible]
旨むものあら
近の料子にして
官を設け金氏を
の外國公使館に
ざりしも國王の
も態度となく

○神經痛の便法

神經痛を治療する
痛を覺ゆる神經を
好結果を奏せし
されども再び神經
藏の如く苦痛を
あり此外神經の
去るなどの法あれ
甚だ容易ならず
紐育のコーニン
士は簡便の法を
二回これを試みて
得たるよし其法
の局所を究め皮下
用ひて一種の油を
園に注射し然る後
以て之を切斷し其
て油を注射し上部
て冷やせば油は凝
可し此油は石鹸
の熱にて溶解する
人體の體温より高
し其上を氷にて冷
園は始め油を注
は施術を全く終
ルド」

○墺、葡兩國

約改正は既に其大
葡牙の二箇國に過
早や間もなく締了
には調印の運びに

○砂糖輸出奬

月を期し巴里に於
せんがため獨逸、
の列國會議を開か
る其内に中外の形
切離宮を修繕して
トして國王も益々
かば金氏始め獨し
けたりしに不幸に
件生じて國王の急
難率の事も終に沙